

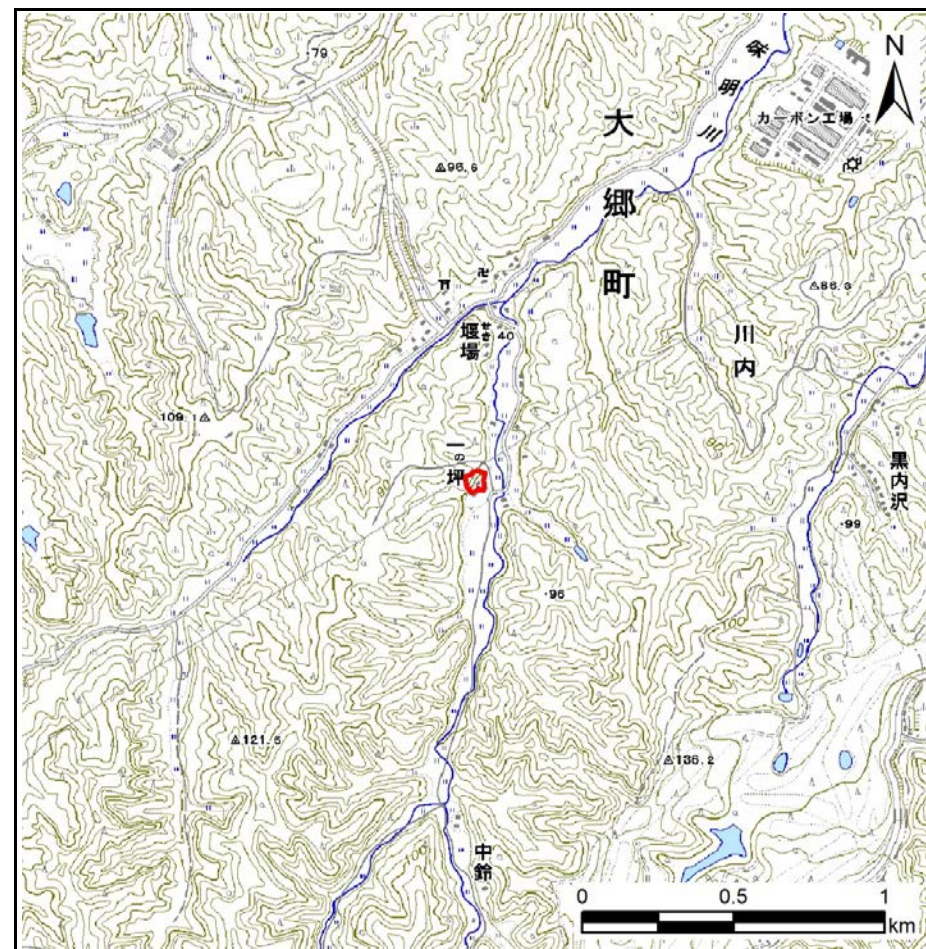
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第54号
告示年月日	平成31年1月18日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1171(1321001171)
箇所名	上小屋館の1
所在地	黒川郡大郷町川内字上小屋館
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平30情複、第437号)

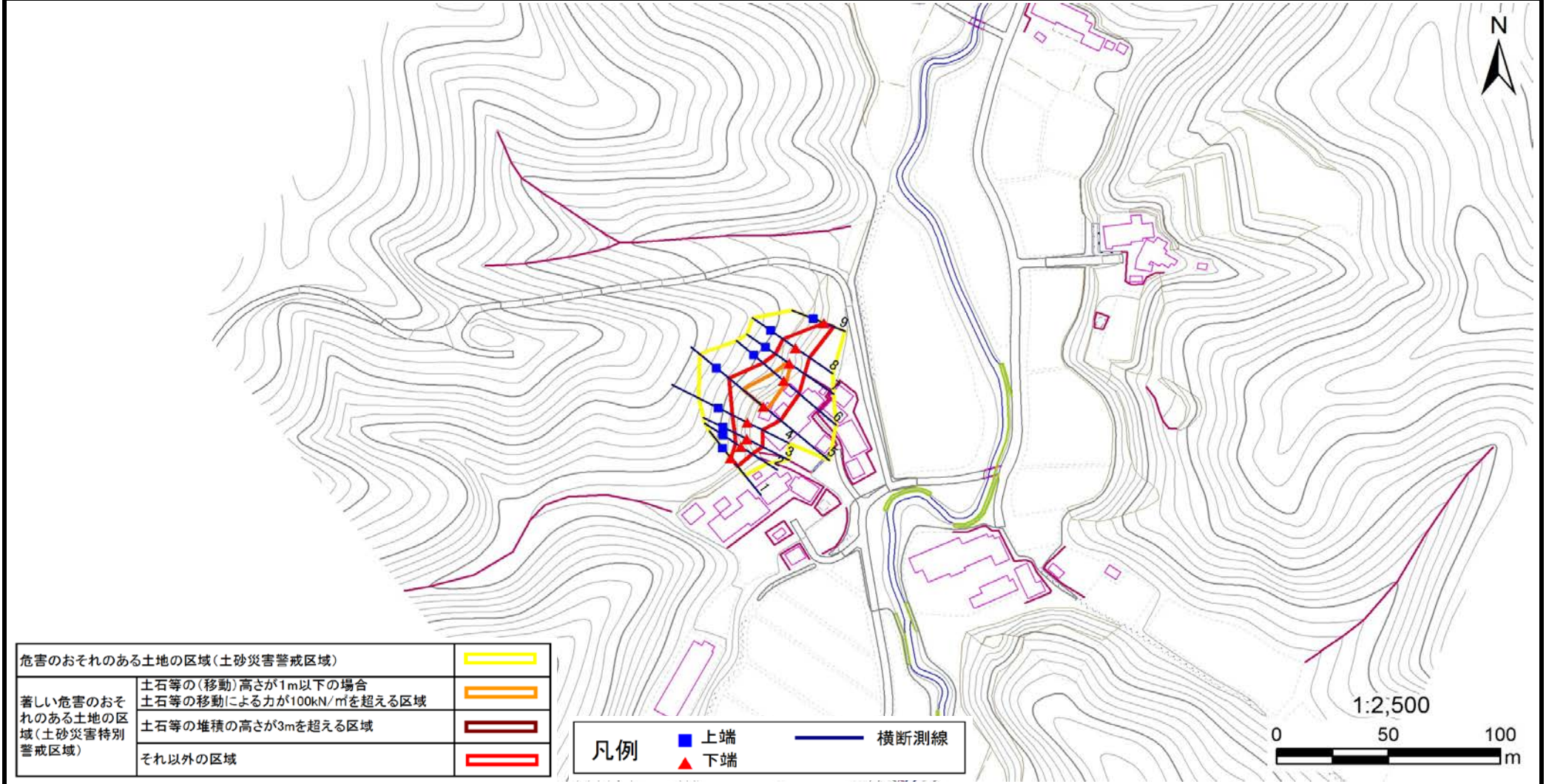
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第54号
告示年月日	平成31年1月18日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅱ-自-1171(1321001171)	箇所名	上小屋館の1	所在地	黒川郡大郷町川内字上小屋館
---------	------	----------------------	-----	--------	-----	---------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合	
	土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号	宮城県告示第54号
告示年月日	平成31年1月18日

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1171(1321001171)	箇所名	上小屋館の1	所在地	黒川郡大郷町川内字上小屋館
---------	------	-----------------------	-----	--------	-----	---------------

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	78.0	1.0	-	-	-	-	9.2	1.9							
2 ~ 3	-	-	98.7	1.0	-	-	-	-	11.8	2.4							
3 ~ 4	-	-	98.8	1.0	-	-	-	-	11.8	2.4							
4 ~ 5	-	-	100.0	1.0	-	-	-	-	11.4	2.3							
5 ~ 6	130.8	1.0	100.0	1.0	-	-	-	-	12.5	2.5							
6 ~ 7	122.8	1.0	100.0	1.0	-	-	-	-	12.5	2.5							
7 ~ 8	-	-	100.0	1.0	-	-	-	-	11.9	2.4							
8 ~ 9	-	-	98.0	1.0	-	-	-	-	11.0	2.2							
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	